

## 第 17 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 4 年 10 月 11 日 (火)
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1 階会議室
- 3 出席委員
- |      |         |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 前 島 慎 也 | 2 番  | 飯 村 伸 一 | 3 番  | 三 輪 正   |
| 4 番  | 高 橋 浩   | 5 番  | 萩 原 重 信 | 6 番  | 池 田 徹   |
| 7 番  | 磯 部 進   | 8 番  | 田 上 光 男 | 9 番  | 高 野 濟   |
| 10 番 | 山 口 和 明 | 11 番 | 栗 原 茂   | 12 番 | 花 和 清 治 |
| 13 番 | 高 橋 憲 治 | 14 番 | 小 松 與 平 |      |         |
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局
- |         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 理事兼事務局長 | 額 賀 均   | 課 長 | 原 田 和 宣 |
| 課長補佐    | 石 崎 正 顕 | 主 幹 | 鈴 木 直 行 |
- 6 審議議案
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する決定について
- 議案第 3 号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 報告第 4 号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
- 報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

午後 2 時 09 分 開 会

議長) 只今より、第 17 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 14 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、6 番、池田徹委員、並びに、7 番、磯部進委員の 2 名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

#### 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 3 名で約 249 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、草刈等の管理を行っており、所有権移転後に水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。2 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、2 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、3

番ないし5番については、関連がございますので、一括審議といたします。5番については、現地調査を省略している案件です。3番、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番ないし4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、草刈等の管理を行っており、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番ないし5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。3番ないし5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番ないし5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番ないし5番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号5件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

#### 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地や雑種地などにより囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、令和3年7月に、本申請地に隣接する農地を、太陽光発電施設用地として、農地転用許可を受けておりますが、事業が好調であることから、本申請地に設備拡大をして、利益の維持・向上を図るべく申請されたものです。許可後は、太陽光パネル992枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例に該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手を願います

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、アパートに居住されておりますが、子供も生まれ手狭なため、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業に適した本申請地を転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。許可後は、太陽光パネル162枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない土地の有効利用を図るべく申請されたものです。許可後は、太陽光パネル192枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない土地の有効利用を図るべく申請されたものです。許可後は、太陽光パネル180枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル198枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自宅敷地内のコンクリート擁壁が隣接農地に越境していたことを知らず、今般、是正のため始末書付きで転用申請されたもので、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、実家で両親と同居されておりますが、手狭なため自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業に伴う整地工事の増加に伴い、山土を保管する場所が必要なため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10

番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と宅地に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、家族で牧場を経営されておりますが、今般、新たに牛舎を建設し、農業経営の規模を拡大したく申請されたものです。雨水は、浸透枡を設置し敷地内処理。汚水・雑排水は、既存施設に流入します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号10件は、全て許可するものと決定いたします。次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、27年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》



議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、葛や篠が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。次に、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、ご意見・ご質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木が生え、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、4番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたしま

す。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第3号4件の証明については、すべて非農地として証明することに決定をいたしました。次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第4号について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第5条の規定による許可の取消願について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第17回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時50分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和4年10月11日

議事録署名人

議 長

6 番

7番